

「東 誠三 友の会」規約(第6版)

- 1 (目的) 当会は、ピアニスト東誠三氏の演奏を心から愛し、東誠三氏の活動を応援する同好会とする。
- 2 (名称) 会の名称を「東 誠三 友の会」とする。
- 3 (所在地) 当会の所在地は〒235 - 0045 横浜市磯子区洋光台2 - 18 - 7 鈴木信成方に置く。
- 4 (会員と入会資格) 会員は正会員と特別会員から構成される。入会資格は、東 誠三氏のファンであること、並びに音楽、ピアノを愛する人で当会の目的に賛同した人。
「会員申込み書」に必要事項を記入し、会費を納入することで会員資格を得る。
特別会員は東誠三氏の縁故者、幹事等から構成され、幹事会の承認を得てその資格を得る。
- 5 (幹事と任期) 当会の幹事の定数は6人までとしその任期は2年とするが、再任は妨げない。
幹事の中から以下の役付幹事を置く。
会長1名、会計1名、監査1名
任命は各年度の終了後に幹事の中から上記の役付幹事を選出する。状況により役付幹事の兼務は妨げないが、会長と会計、会計と監査の兼務は出来ない。
幹事の任期は2年とし、会員からの立候補者に対し改選前の幹事会で決定する。
- 6 (会長) 会長は鈴木信成とし対外的に会を代表し、運営を行う。
- 7 (役員報酬) 幹事の報酬は無償とする。但し実費が発生した場合は会の活動費から充当する。
- 8 (会の運営と実施事項) 会の運営は幹事会によって行われ、幹事は以下の事項を誠実に執行しなければならない。
 - －会報の発行(年間3回の発行を目処)
 - －ホームページの改定
 - －「東誠三を囲む会」の年間1回の開催
 - －会費と経費の管理
 - －その他、会の運営に必要な事項
- 9 (会計年度) 会計年度は1月1日より、当年12月末日の1年間とする。
- 10 (会費) 正会員は入会時に年会費として2000円を納入しなければならない。但し、下半期以降に入会する会員は入会月度に合わせ、幹事会が決定する金額を納入するものとする。幹事および特別会員の会費は免除される。
- 11 (会費の使途) 年度の会費は会報の発行、連絡事務、東誠三氏の演奏会の贈花、「東誠三を囲む会」等の活動経費に充てられる。
- 12 (会計監査) 監査幹事は会計年度終了後、速やかに会計監査を行い幹事会に報告しなければならない。
- 13 (「囲む会」等の催事の費用) 「東誠三を囲む会」等の催事等で発生する経費については、その都度、受益者負担の観点から友の会会費とは別に、参加者に参加費等で実費の一部を負担をさせること出来る。
- 14 (退会) 新会計年度の所定の期日までに会費が未払いの場合は退会とみなす。また年度途中の退会については会費の返金はしないものとする。
- 15 (個人情報) 当会は幹事会の責任のもと、会員の個人情報を厳重に管理し 当会の活動目的以外には一切使用しないものとする。
- 16 (規約の変更) 本規定内容については、状況の変化に応じ、その必要が生じた場合に随時、幹事会の決議を経て変更改定を出来るものとする。

以上

制定(設立日)2000年1月1日、改訂2005年3月、改訂2009年9月、改訂2013年12月、改訂2016年1月1日、直近改定2020年1月1日。